

アメリカの投資家ビザプログラムの構造的問題
—移民政策の資本市場としての側面
The Structural Problems of the U.S. Investor Visa Program:
The Capital Market Aspect of the Immigration Policy

手塚沙織（同志社大学）
Saori TEZUKA (Doshisha University)

キーワード：投資家ビザ、移民政策、資本市場

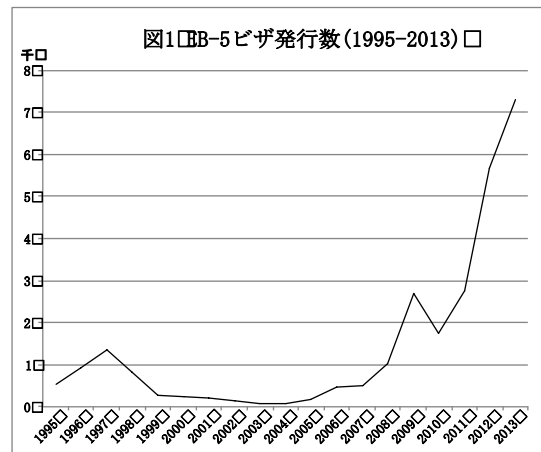
1. 問題意識と研究の意義

高度人材と呼ばれるエンジニアや研究者など、知識集約型産業を支える人材に対する積極的な受入政策が先進国や新興国で実施される中、海外投資家に対する受入政策も多数の国で展開されている。アメリカ、オーストラリア、イギリスといった英語圏の先進諸国だけでなく、シンガポールや韓国などアジア諸国も投資家ビザプログラムを実施している。海外の投資家を呼び込むことは、国内経済刺激策の一環であり、対内直接投資を増加させる政策ともなり得る。しかし、投資家ビザプログラムに関する研究は、プログラムの開始やその関心の高まりが 2000 年代後半以降に本格化し始めたことに加えて、データへのアクセスの困難性から、非常に限られたものとなっている¹。

投資家に対するビザプログラムの中でも、アメリカの投資家ビザプログラムは、移民受入最大国の投資家ビザとあって高い関心が払われている。本報告は、アメリカの投資家ビザプログラムへの構造的分析を通じて、投資家ビザプログラムが内包する問題点を資本市場の観点から論じる。さらに、投資家ビザプログラムを資本市場の観点から議論することにより、移民政策の新たな側面とその可能性についても考えたい²。

2. アメリカの投資家ビザプログラム

アメリカの投資家ビザは、正式には EB-5 ビザと言われ、投資先の状況に応じて条件付きの暫定的永住権が授与されることである。1990 年移民法によって、「海外投資家による雇用創出と資本投資を通じて米国経済を刺激するため (to stimulate the U.S. economy through job creation and capital investment by foreign investors)」に設置され、現在まで暫定的に継続が認められてきた。アメリカで、投資家ビザプログラムに高い関心が寄せられるようになったのが、2008 年のリーマンショック後であり、投資家ビザの発行数が急増してからである（図 1 参照）。それ以降、投資家ビザプログラムは議会でも取り上げられ、公聴会が開催されている。



出所: USCIS

¹ 投資ビザプログラムを包括的に紹介する数少ない著書として、Cristian H. Kälin, “Global Residence and Citizenship Handbook”, Henley & Partners (2012)がある。

² 本研究は、外務省の「日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業」により、Invest in USA でリサーチインターンができたことにより、可能となった。Invest in USA の Executive Director の Peter D. Joseph、Allen Wolff、その他スタッフには感謝を示したい。

投資家ビザプログラムは、海外投資家がアメリカに 100 万ドル（失業率の高い地域には 50 万ドル）を投資し、その投資によって直接的もしくは間接的に一定数の雇用が創出された場合、海外投資家に 2 年間の暫定的永住権が与えられる。海外投資家の多くは、投資先を探す場合、移民局が認可したリージョナル・センター（Regional Center）を利用することとなる。リージョナル・センターは全米で 806 箇所ある（2016 年 3 月 8 日時点）。リージョナル・センターが、海外投資家にプロジェクトの投資を募り、投資とプロジェクトのマネージメントの主導的役割を果たしている。

3. 構造的な問題点

投資家ビザプログラムにおける構造的な問題点は、以下に整理できる。第一に、海外投資家の資金の出所である。海外投資家の身元と資金は、移民局によって精査される。だが、資金が他国にある中で、アメリカ政府が他国に資金源の開示と透明性を求めるのには限界がある。第二に、資金の流れは、移民局ではなく、米国証券取引委員会（SEC: The Securities and Exchange Commission）の管理下となる。この点において、投資家ビザプログラムは投資政策でもあるといえる。資金と人の流れが密接にリンクした投資家ビザ政策は、これまでの家族の再統合を重視した移民政策と異なる。その分、不正や乱用といった問題の構造が異なり、省庁間の情報共有が不可欠となってくる。第三に、アメリカの移民ビザ発行の基本理念である「first come, first served（先着順）」との矛盾である。投資家ビザは、他の移民ビザと異なり、永住権の取得に要する時間が長くない。2 年間の暫定的な条件付きの永住権の保持の後、（条件付きが外され、通常の）永住権が取得できる。つまり、永住権取得に要する時間という点において、アメリカの他の（家族の再統合や就労による）移民ビザとの間で、公平性が担保されない。

4. 結論と今後の課題

国家は人の属する国籍、出自、能力、そして資金力を基準として、人の越境移動を規制している。富裕層である投資家に対する受入政策は、資金力によってその受入の判断がされる。家族の再統合が重視されてきた移民政策では、個人が属するコミュニティ（家族）や国籍や、個人の有する能力（学歴や職歴）によって、その受入の可否が決められてきた。

しかし、投資家ビザプログラムは個人というより、むしろ個人の資金の流れ（受入国への投資）が受入可否の決定的な要因となるのだ。そこでは、移民政策はもはや人の移動の規制にとどまらず、資金の移動に関しても規制しなければならない。逆説的に言えば、それが移民政策の新たな側面と言えるのではないだろうか。

グローバル化における国の競争力を高める上で、国内経済刺激策の一つとして、海外投資家から資金を調達するのは重要である。移民政策は、その一端を担う側面を持つ政策であるが、その可能性と問題点は表裏一体であると言えよう。